

令和6年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和6年6月7日（金） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2
- 3 出席委員 矢田 雅彦、板倉 眞介、金原 孝典、山元 嘉与、金田 百合子、
高井 慎二、三浦 敦子、内田 尚之
- 欠席委員 鈴木ますみ（代理：梶浦孝子）、水野 恒俊（代理：若林 愛）
- 事務局 増野 隆、武藤 憲
- 傍聴者 なし

協議ならびに連絡事項

(1) 岡崎市におけるいじめの実態について【増野 隆（事務局）】

- ・昨年度の市内のいじめ認知の延べ件数は、小学校、中学校ともに、前年度と比較して増加している。数値増加自体については問題と捉えているが、その一方で、平成25年のいじめ防止対策推進法施行以来、「①いじめはどの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」「②子供が苦痛を感じていけば、いじめと捉える」との認識が浸透し、各学校が適切な対応を行ってきた結果でもあると捉えている。
- ・昨年度は、全ての学校においていじめ事案を認知した。その多くは、年間で5回以上実施している生活アンケートへの記述等、児童生徒の訴えから認知したり、教員の日々の観察から児童生徒の異変を感じとったことによる聞き取りから認知したりしたものだが、中には、保護者からの訴えや関係機関・地域の方々からの通報や連絡から認知につながったりしたものもある。
- ・認知したいじめについては、その行為がなくなったり、被害を受けた児童が苦痛を感じることなく学校生活を送ったりできるようになってから、3か月の経過が解消の目安となっている。現状では認知件数に対してそのほとんどの解消を確認し、その他についても解消に向けて指導を継続し、3か月以上の経過観察を行っているとの報告を受けている。今後も引き続き、一つ一つの案件において、一人一人の子供に寄り添いながら指導を継続していく。

(2) 令和5年度いじめ対策事業について

〈岡崎市のいじめ対策事業〉

① 岡崎市のいじめ防止等のための取組について【増野 隆（事務局）】

- ・平成28年6月に「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が策定されたことを受け、平成29年6月に教育委員会学校指導課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げた。次に、いじめ防止のための対策推進について調査・審議する機関として、教育委員会教育政策課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策委員会」がある。さらに、重大事態と認める案件があり、調査報告を市長に行った後、市長の判断により案件の再調査が必要となった場合には、こども部家庭児童課の所管による「岡崎市いじめ問題再調査委員会」で再調査が行われることとなっている。
- ・4月の定例校長会議で、各学校には、「学校いじめ防止基本方針」の作成と教育

委員会への提出を依頼している。また作成した基本方針を、保護者に配付したりホームページに掲載したりするよう依頼している。その他にも、校内研修、PDCAサイクルによる検証等を盛り込んだいじめ防止に係る年間計画の作成、スクールカウンセラーのいじめ対策委員会構成員への位置付け等、いじめ防止において学校が組織的に取り組むよう依頼している。

- ・令和3年1月、いじめ防止に向けた土台の再構築を図るとともに、教育委員会及び学校体制を強化するために、いじめ防止に向けた10の取組「STOP the いじめ アクションプラン」を策定し、継続的な取組を進めている。
- ・令和5年度の対策事業の結果として「STOP the いじめ アクションプラン」の取組状況を分析した。いじめ防止に向けた土台の再構築をねらいとした「アクション1」については、研修受講者全員からの肯定的なアンケート回答を得ており、いじめの定義や重大事態の捉えやその対応などの理解を図ることができたと考えている。今後もさらに研修内容の充実を目指して取組を進めていく。
- ・教育委員会の体制強化をねらいとした「アクション2」から「アクション4」については、概ね高い成果を挙げることができたと考えている。しかし、学校の初期対応の遅れにより事態が悪化したケースがあった。教育委員会内に常設しているいじめ対応支援チームをより迅速に学校に派遣し、問題に対応することができるよう、速やかな報告を学校に依頼すること、学校訪問を増やし教育委員会がアンテナを高くして情報を得ていくことの必要性を感じている。
- ・学校の体制強化をねらいとした「アクション5」から「アクション9」については、そのほとんどの取組を実施することができていると考えているが、アクション8の「道徳教育の推進及び児童生徒が主体となった自治的活動の推進」や、アクション9の家庭・地域・専門機関との協働については、まだまだ改善の必要があると考えている。評価結果については、市ホームページ上で公表している。
- ・令和6年度の取組としては、本年4月に行われた定例校長会議において、各学校に対し、アクションプランの5から9までの確実な実施を依頼するとともに、いじめ対策委員会の適切な運用や未然防止につながる道徳教育の推進、児童生徒が主体となった自治的活動の推進について、重点項目として提示した。今後も子供の居場所づくり、絆づくりに重点を置き、地域や専門機関の力を借りながら、いじめや長期欠席の未然防止や初期対応の充実につながる取組に一層力を入れていく。

②生徒指導主事会、生徒指導主任会について【武藤 憲（事務局）】

- ・今年度も1学期間に1回の生徒指導主任会、月に1回の生徒指導主事会を行い、岡崎市内の小中学校における生徒指導に関わる問題の対応について、情報共有に努めている。また、子供の間で発生しているSNSトラブルについては、岡崎警察署と連携しながら、適切な対応や未然防止の方法について検討している。
- ・生徒指導主事会においては、SNSトラブルや家出の問題、リストカットやオーバードーズといった自傷行為など、さまざまな問題行動についての報告があるが、その行動の裏にいじめの問題が潜んでいないか注視していく必要がある。
- ・校内におけるいじめの問題の取組については、各学校が掲げる「いじめ防止基本方針」の中に、昨年度の反省点を踏まえた手だてを加えることを呼びかけ、未然防止の取組に努めている。どの学校も生活アンケートの充実やWEBQUを活用するなど、迅速ないじめの問題の把握に努めている。
- ・各学校で起こるSNSトラブルによる誹謗中傷などのいじめの問題に関する対

応については、子供にSOSの出し方について適切に伝えるとともに、今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携を図りながら、さまざまな心の問題を抱えている児童生徒の支援に努めていく。

③岡崎市こども部 家庭児童課の取組について【鈴木ますみ委員(代理:梶浦 孝子)】

- ・いじめの重大事態があり、市長が再調査の必要があると判断した場合、岡崎市いじめ再調査委員会を設置し、運営・業務を行うこととなっているが、平成28年度以降、委員会が実施されるという事態には至っていない。
- ・児童福祉法の法律に基づき、子育ての相談に応じたり、各種子育て支援サービスを提供したりしている。虐待通告があった場合に、必要な対応を行うなどの取組を行っている。児童福祉法の改正に伴って、今年度4月から岡崎市家庭児童課と健康増進課が中心となって、こども家庭センターを設置している。
- ・子育て相談を実施する中で、不登校などの相談も受け付けている。今後も必要に応じて、各関係機関と連携を取りながら対応していく。

④岡崎市教育研究所での対応について【三浦 敦子委員】

- ・相談対応を行っている。
- ・昨年度、6件の相談があった。
- ・いじめに限らず、親子関係の問題などさまざまな相談があった。
- ・昨年度末に1件、具体的に学校名や名前を把握できる子供からの相談があったため、教育委員会へと連絡をつなぎ対応することがあった。
- ・いじめの問題だけに限らず、子供たちの心の成長とともに保護者の心の安定を目指した相談活動に取り組んでいる。
- ・今後もいじめに関して、緊急を要する事案だと判断した場合は、教育委員会を通して十分な配慮をしながら、学校へと情報を伝えていき、慎重な対応を図っていけるように連携していく。

〈各関係機関から〉

⑤西三河福祉相談センター児童育成課の取組について【金田 百合子委員】

- ・昨年度の受付件数は2500件を超えた。全国的に増加の一途をたどっている。
- ・その中で児童虐待の件数については983件となっており、最も多いのが心理的虐待の案件で600件を超えている。身体的虐待については263件あり、主に警察からの通告がなされている。性的虐待が18件、ネグレクトが90件となっている。
- ・性的虐待、身体的虐待については、信頼できる友達から大人に相談したほうがよいとの声掛けを受けて、相談に至るケースが多い。学校が子供の体に見られるあざを発見し、身体的虐待について報告が上がることも多い。
- ・今後も子供の様子について気になることがあれば、各種関係機関と連携を取りながら丁寧な対応を心掛けていく。

⑥法務局の取組について【高井 慎二委員】

- ・法務局が行っている人権擁護事務については、人権啓発、人権相談、人権侵犯事件の調査救済の3つが大きな柱となっている。
- ・人権啓発の活動として、子供たちに対して講演などを通じて、豊かな人権思想を育ててもらおうための人権教室を行っている。岡崎支局では、講演の他、紙芝

- 居、クイズ、花を育てる活動などを通じて人権思想の醸成に取り組んでいる。
- ・中学生を対象として人権作文コンテストを行っている。令和5年度の作文コンテストについては、全体で12591作品の応募があり、岡崎市からは716作品の応募があった。新香山中学校の生徒の作品が優秀賞に選ばれた。
 - ・人権相談として電話（子供の人権110番）、インターネットによる相談（子供の人権SOS Eメール・LINE）、手紙（子供の人権SOSミニレター）で相談対応している。
 - ・手紙については、人権擁護委員が返信を書き対応している。令和5年度は、全国で7062通、その内、いじめは2126件であり、岡崎支局に投書されたものは35通あった。手紙の中には、いじめや虐待に関係するものもあったため、学校や関係機関と情報を共有し、見守りをお願いしたという事案もあった。
 - ・人権侵害事件についての調査結果では、人権侵害が疑われるような事案が全国で8962件、子供に関して救済を行ったものが375件、学校のいじめに関するものが1185件あった。学校におけるいじめの事案は、全体の13.2%を占める割合になっている。

⑦人権擁護委員協議会の取組について【金原 孝典委員】

- ・今月中までに小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒にミニレターの配付を行っていく。
- ・人権擁護委員は、普段は月、水、金曜日に対応を行っている。ミニレターが届いた際には、3、4日程度で返信できるように努めている。
- ・人権作文コンクールについては、全ての中学校に取組を依頼しており、いじめを含めた人権問題について、生徒に考えてもらう機会としていきたい。

⑧西三河教育事務所 家庭教育コーディネーターの取組について【内田 尚之委員】

- ・いじめの問題というよりは、疎外感を感じている子供の不登校の問題を中心に家庭訪問をして子供の相談に乗ったり、保護者の指導を行ったりする形で、家庭教育相談活動の取組を行っている。
- ・3名のホームフレンドと一緒に活動を行い、教育支援に取り組んでいる。現在、昨年度からの引き継ぎで5件、また小中学校40校を回ることで、新たに5件の申請がなされ、合計10件の子供についての教育支援を行っている。
- ・不登校における登校支援の取組については、学校からの依頼を受けて1件行っているが、子供の思いと合致せず、まだ本人に会えていない。
- ・家庭教育研修会を西三河地区全体で年間10回開いており、その10名の講師を無償で紹介している。今年度は13件の申請があり、西三河家庭教育コーディネーターを中心としてその運営を行っている。10回の研修会の内、岡崎を会場とする取組が2回行われている。

⑨岡崎警察署の取組について【水野 恒俊委員（代理：若林 愛）】

- ・警察としては関係機関と連携し、犯罪行為に該当するものについては事件化するなど対応をとっていく。
- ・被害者に対するサポートとしては、警察本部少年課の少年サポートセンターを中心として、被害者の支援や立ち直り支援を行っている。
- ・事件化となった場合、当事者だけでなく学校や関係者に対する聴き取りを行い、被害者の支援についても保護者や学校、地域などと協力して進めていく。
- ・昨今増加傾向にあるSNSトラブルについては、警察官やスクールサポーターを

派遣しての各学校での情報モラル教室の開催やキャンペーンなどの各種広報活動を行っている。

- ・不登校の生徒について、警察が関与するものも多くなってきている。児童虐待事案や家庭内暴力事案に発展してしまうものも多く、家庭内のトラブルで家族からの通報を受け、暴行事件等として扱う件数も増えている。
- ・その他、少年の家出や自傷行為などの対応も増えており、各種関係機関への情報提供や機関相互の連携した対応が必要となる案件も多い。今後も引き続き、関係機関と連携し、適切に協力することで対応していく。

(3) 意見交換

【板倉 眞介委員より意見と質問】

- 各機関のお話を聞き、子供を守るさまざまな取組がなされていることを実感した。またそれぞれの機関における相談内容を把握する中で、相談件数の多い少ないではなく、たった一人でもそこを頼る子供がいる、頼る家庭があるということに大きな価値があると感じた。
- SNS のトラブルについて、深刻な事案のものを学校で把握した際、学校から警察に対して事前の相談を挟まずに、家庭に対して警察に相談することを推奨することがあってもよいか。

【水野 恒俊委員（代理：若林 愛）の回答】

- もちろん構わない。学校経由で相談をいただくこともあるが、学校を介さずに相談がなされることもある。ただし、学校からの情報提供があれば、より素早く対応ができることもあるため、把握している内容があれば、情報提供していただけるととても助かる。

【矢田 雅彦委員より質問】

- つながるといことがこれからの大切な関係性となっている。学校では、子供たちに対し、「担任の先生、友達、校長、養護教諭、誰でも話ができる人に言えるようになっていくといいんだよ」と話している。大人と子供が支援のつながりをもつために、各種関係機関においては、どんな発信方法でつながりを構築しようと考えているか。今やっている取組やこれから取り組もうと考えているものがあれば教えてほしい。

【水野 恒俊委員（代理：若林 愛）の回答】

- SNS のトラブルにおける対応策として、岡崎商業高校とコラボレーションをして、子供の視点を取り入れることでより子供の心に届きやすい SNS による被害防止、加害防止を取り入れた動画の作成を行った。作成したものは、愛知県警の公式の YouTube に掲載している。今後も是非、多くの人に視聴していただき、啓発に役立ててほしい。

【金田 百合子委員の回答】

- ACジャパンのテレビコマーシャル等で、虐待防止の189（いちはやく）を伝えていたり、ポスターでもその周知を図ったりしているため、子供自らが189に電話をかけてくることもある。また、保護者が頻繁に児童相談所に相談している姿を見て、子供が相談してくることもある。また、愛知県からも4月当初に各学校へと啓発物品が配られるようになっている。

【金原 孝典委員の回答】

- 人権キャラクターの「まもる君とあゆみちゃん」の認知度を利用して、小中学生のタブレット PC を活用した、人権相談の取組ができたかと考えている。今年9月から、法務省の取組で相談手段の拡充があるとの話をうかがっている。

【矢田 雅彦委員より意見】

- 子供が連絡をとってみようかなと思ったときに、ハードルが低く、相談しやすい取組があるとよい。お金の問題もあるが、東海オンエアや岡崎武将隊、オカザえもんなど、知名度が高く子供の意識を引き付けられる人からの発信があると更に相談機関の活性化につながると感じている。